

大分県社会教育委員会議による建議

「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」

～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～

大分県社会教育委員会議

平成30年12月13日

はじめに

平成25年6月14日に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」において、教育行政の4つの基本的方向性のひとつに「社会を生き抜く力の養成」が掲げられています。独立行政法人国立青少年教育振興機構では、この「社会を生き抜く力」を「意欲」、「コミュニケーション力」、「自己肯定感」、「へこたれない力」と位置づけています。「自己肯定感」に着目すると、日本は青少年の自己肯定感が諸外国に比べ低いと言われていますが、大分県の青少年についても全国平均程度となっています。

平成29年6月の教育再生実行会議第十次提言（自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上）では、子どもたちの自己肯定感を育むために「家庭教育支援の充実」や「多世代交流や異年齢交流等の推進」とともに「様々な体験活動の充実」を挙げています。また、2020年度から全面実施される新学習指導要領でも、前回の改訂から引き続き、体験活動の充実や、長期の集団宿泊体験活動を推奨しています。このように自己肯定感を育むうえで重要とされる体験活動ですが、平成29年度の「全国学力・学習状況調査」（小学校）によると、大分県の小学校では9割以上の学校が集団宿泊体験活動を行っているものの、そのほとんどの学校が1泊2日であり、2泊3日以上の長期集団宿泊体験活動を行っている学校は非常に少ない状況にあります。全国では2泊3日以上の宿泊体験をおこなっている学校が4割を超えており、大分県での取り組みは低調であると言わざるをえません。

大分県社会教育委員会議では、こうした国の流れや大分県の現状を踏まえ、今回の建議にあたって、教育課程支援部会、体験活動の充実検討部会、支援体制構築部会、総務部会の4専門部会を設置し、体験活動にかかわる青少年の現状と課題について分析し、学校、地域社会においての体験活動のあり方について、具体的な解決方策を提言しています。

今後、大分県教育委員会のリーダーシップのもと、関係部局や市町村教育委員会との連携協力体制を充実させ、大分県における青少年の体験活動が充実・深化していくことを目指し、本県の社会教育行政のさらなる推進が図られることを期待します。また、関係各位におかれましては、本建議を本県における青少年の体験活動を一層効果的に推進するための指針として、ご活用いただきますよう祈念いたします。

最後になりますが、本建議の作成にあたりご協力いただきました関係者の方々に深く感謝し、お礼を申し上げます。

大分県社会教育委員長　　村田　広子

【 目 次 】

第1章 青少年の体験活動の現状と課題

第1節 「社会を生き抜く力」を高めるための体験活動	1
(1) 青少年の自己肯定感と体験活動	
(2) 求められている体験活動の充実	
第2節 体験活動に関わる青少年の現状・課題	3

第2章 青少年の体験活動の充実にむけて

第1節 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供	4
(1) 地域社会・社会教育での体験活動プログラムの開発	
(2) 教育課程を支援する体験活動プログラムの開発	
第2節 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供	8
(1) 体験活動への能力向上や理解を深める研修の実施	
(2) 公民館等関係職員および社会教育関係団体への研修機会の拡充	
第3節 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備	8

第3章 社会教育行政が目指す施策

第1節 教育課程に位置づけられた体験活動を推進する事業	9
(1) 青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動とは	
(2) 青少年の「社会を生き抜く力」を高めることを目指した事業例	
第2節 多様な主体が連携・協働した体験活動プログラム	12
(1) 学校や公民館等を活用したプログラム（教育課程外）	
(2) NPO団体や地域の支援者と連携・協働したプログラム（教育課程外）	

《巻末資料》

資料1 大分県社会教育委員名簿	13
資料2 調査審議のための専門部会構成	14
資料3 調査審議の経過	15
資料4 関連法規	16
資料5 平成29年度大分県社会教育委員会議研究調査のテーマ設定	17
資料6 平成29年度大分県社会教育委員会議研究調査の方向性	18

《建議の概要》

「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」	
～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～ の概要	19

第1章 青少年の体験活動の現状と課題

第1節 「社会を生き抜く力」を高めるための体験活動

(1) 青少年の自己肯定感と体験活動

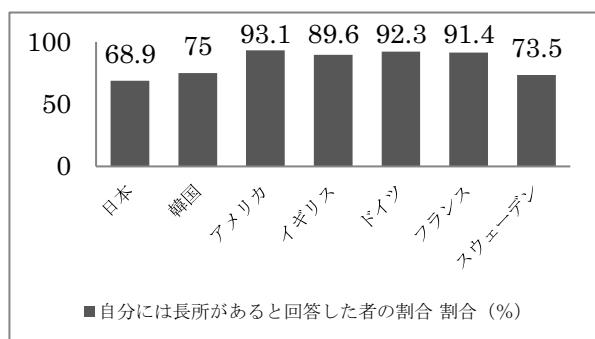
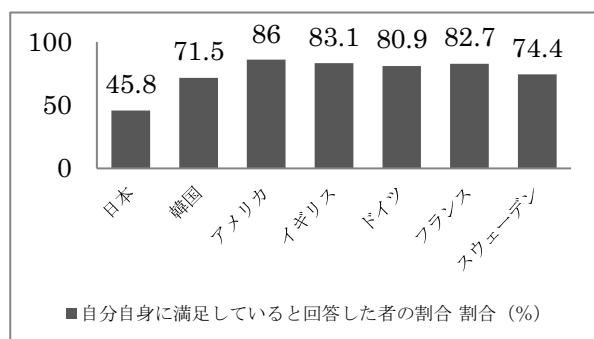
近年、少子高齢化の進展や高度な情報化、経済のグローバル化、地域コミュニティーの低下等、青少年を取り巻く環境は大きく変化し複雑化している。本県でもこうした問題は決して例外ではない。

このような中、平成25年に策定された「第2期教育振興基本計画」において、多様で変化の激しい社会の中で、個人の自立と協働を図るための能動的・主体的な力（社会を生き抜く力）の育成が掲げられた。「社会を生き抜く力」とは具体的には、意欲・コミュニケーション力・自己肯定感・へこたれない力等である。中でも、青少年が自分の価値を認識して自信を持って成長し、よりよい社会の担い手となるためには自己肯定感を高めることが特に重要である。自己肯定感が低いままでは、これからの時代に求められる資質・能力を育むことが十分に実現できたことにはならないためである。

しかし、現状を見てみると、日本の青少年の自己肯定感は、世界の国々と比較すると、きわめて低いことがわかる。（資料1）

また、大分県の状況を見ると、青少年の自己肯定感は全国と比較した際、平均程度であり決して高くないことがわかる。（資料2）

（資料1）日本と諸外国の青少年の自己肯定感比



〔平成26年版子ども・若者白書：内閣府より〕

（資料2）大分県と全国の小・中学生の自己肯定感比較

（小学校）	「当てはまる」	「どちらかといえば当てはまる」	計
大分県	37.8%	39.6%	77.4%
全国	38.6%	39.3%	77.9%

（中学校）	「当てはまる」	「どちらかといえば当てはまる」	計
大分県	28.4%	42.5%	70.9%
全国	28.2%	42.5%	70.7%

※「自分には良いところがあると思う」の問い合わせに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合
〔平成29年度全国学力・学習状況調査より〕

では、青少年の自己肯定感を高めるにはどうすればよいのか。

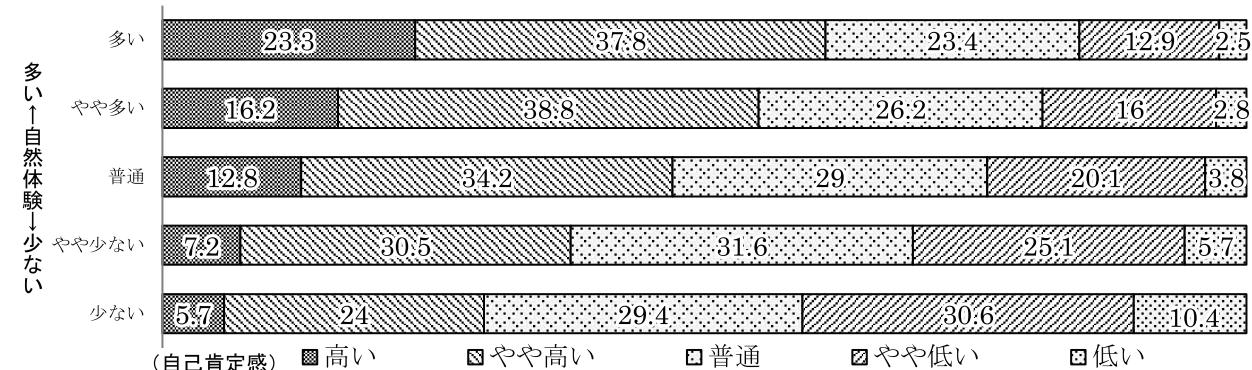
独立行政法人国立青少年教育振興機構による「青少年の体験活動等に関する実態調査」（平成26年度調査）では、自然体験を多く行った者ほど自己肯定感が高くなるという調

査結果が報告されており、生活体験と自己肯定感の関係も同様の傾向にあることも明らかとなっている。（資料3）

青少年を取り巻く多くの課題を解消し、「社会を生き抜く力」を育むための重要な方策として体験活動の充実が考えられる。

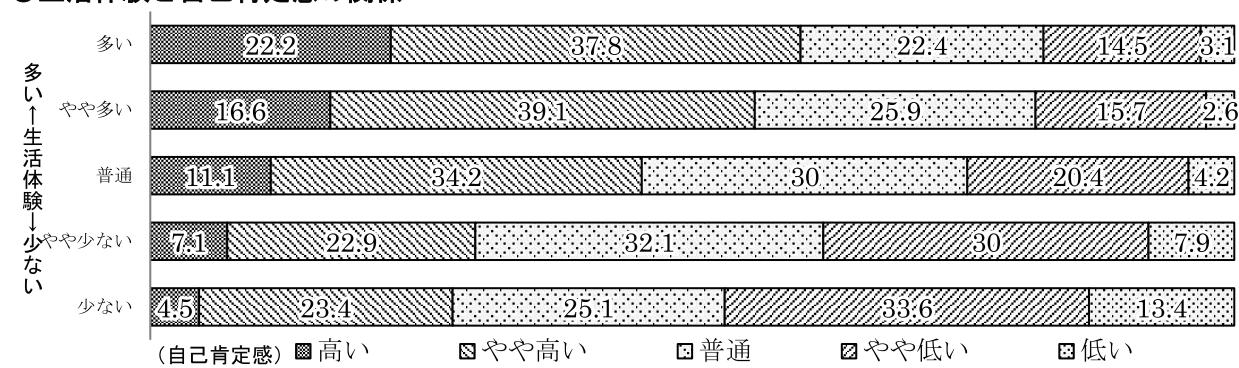
（資料3）自己肯定感と自然体験・生活体験の関係

○自然体験と自己肯定感の関係



※自然体験…海や川で泳ぐ、星空観察、野鳥観察、昆虫採集、魚釣り、貝殻拾い、日の出や日の入りの観察、木登り、キャンプ、登山など

○生活体験と自己肯定感の関係



※生活体験…タオルや雑巾を絞る、ナイフや包丁で野菜を切る、小さい子どもと遊ぶ、ゴミ拾い、おむつを替えたりミルクをあげたりする、弱いものいじめやケンカを注意するなど

（2）求められている体験活動の充実

平成29年6月の教育再生実行会議第十次提言（自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上）において、子どもたちの自己肯定感を育むために「家庭教育支援の充実」や「多世代交流や異年齢交流等の推進」とともに「様々な体験活動の充実」が挙げられている。

また、2020年度より小学校から順次全面実施となる新学習指導要領においても、体験活動の必要性は以下（資料4）のように掲げられている。

（資料4）新学習指導要領の中の体験活動に関する記述がされている部分

総則第3の（5）	児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できること。
----------	---

総則第6の3 (道徳教育に関する配慮事項)	(抜粋) 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
理科第3の2(3)	生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
生活第3の2(5)	具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようによること。
体育第3の2(9)	自然との関わり深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うこと留意すること。
特別の教科道徳 第3の2(5)	児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようによること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。
総合的な学習の時間 第3の2(4)	自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
特別活動〔学校行事〕 2内容(4) 遠足・集団宿泊的行事	自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、より良い人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積むことができるようにすること。
特別活動〔学校行事〕 2内容(5) 勤労生産・奉仕的行事	勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。
特別活動〔学校行事〕 3内容の取扱い(1)	(抜粋) 実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表したりするなどの事後の活動を充実すること。

各教科、領域における目標を達成するために、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など様々な体験活動を取り入れることが推奨されており、実施にあたっては、多様な他者との協働、家庭や地域社会との連携、体系的・継続的な実施という観点に着目して計画し、内容を充実させすることが求められている。

第2節 体験活動に関わる青少年の現状・課題

情報化の進展は、実際に人と関わり自然と関わる等の「直接体験」よりも、インターネットやテレビを介した「疑似体験」の機会を増やすことにつながった。また、家族間でのコミュニケーション不足や地域における人間関係の希薄化、社会全体の安全意識の変化は「直接体験」の機会を減らし、「疑似体験」の機会の増加に拍車をかけたといえる。

教育現場でもこうした問題意識は持っており、前述した学習指導要領においても生命や自然を大切にする心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、学校において、自然体験活動や職場体験など様々な体験活動を行うことが規定されている。

しかし、体験活動の重要性は感じながらも、学校現場では、外国語教育の充実や道徳の教科化、プログラミング教育への対応等、各教科の授業時間数確保や複雑化・困難化する学校課題への対応による教員の多忙化などにより体験活動が取り組みにくい状況がでてきている。

第2章 青少年の体験活動の充実にむけて

第1節 体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供

(1) 地域社会・社会教育での体験活動プログラムの開発

①家庭において

就学前の子どもには様々な遊びの中で、相手の気持ちの理解や自分自身の態度の振り返りを通して社会性を育むことが大切である。そのためには、子どもが相互に触れ合う場を多く設定した協働による体験活動が効果的であり、これを同一集団で継続して行うことが求められる。このような家庭教育遊育領域の体験プログラムの開発、公民館など社会教育施設での学びの場の機会提供が今後は必要である。

②社会教育において

県内には香々地青少年の家と九重青少年の家の二つの県立青少年教育施設がある。両施設の立地条件を生かし、海や山の自然をベースとした自然体験活動プログラムを企画し、広く情報発信をすることが効果的といえる。

プログラムを広く情報発信することで、利用者側は目的に沿った体験活動を選択できるというメリットがある。施設側にとっては体験活動のねらいを明確にでき、そのことを理解した利用者が来ることにつながるため、利用者に効果的な体験活動を提供することにつながるといったメリットがある。

香々地、九重両青少年の家は県内の体験活動の拠点としてあるべきであるが、施設から離れた地域では利用が難しい場合もある。両施設はこれまで以上に多くの体験活動を出前講座として発信していくことも望まれる。

また、両青少年の家では、不登校の児童生徒を対象とした体験活動プログラムやネット依存に悩む青少年のためのプログラム「マインドクエストキャンプ」を企画し開催している。日常生活とは異なる自然環境や生活環境の中での体験活動によって、社会に適応する力を育成したり、自己調整力を高めて、生活改善のきっかけをつかんだりすることを目的としている。課題を抱える青少年の悩みや困りを解決するよう、課題解決能力やコミュニケーション力の育成等を目指したプログラムを企画しており、インクルーシブ教育に資する学習プログラムなどへの展開も期待できる。こうした活動を市町村や青少年団体にも広めることで、より多くの青少年の困りに対応していくことも期待できる。

③地域において

本県では「協育」ネットワーク活動における小学生チャレンジ教室、土曜アクティブ交流教室で、地域ボランティアの協力により、児童生徒へ体験活動を提供している。この活動の中には、神楽や太鼓など地域文化の伝承や昔遊びなど地域独自の生活文化に気付かせる取り組みも多く実施されている。この取り組みは多くの地域住民との触れ合う機会にもなっており、健全育成の観点からも充実が望まれる。

また、子ども会やボーイスカウト等青少年団体では、多様な体験活動プログラムを開発しており、子どもの達成感を充足できる活動を提供できている。これらプログラムには、

子どもの発達段階を踏まえ、身に付けさせたい能力を明確に捉えたものが多くある。体験活動の機会を拡充する手段としてこのような青少年団体との協働は効果があると考えられる。

(2) 教育課程を支援する体験活動プログラムの開発

2020年度から全面実施される新学習指導要領では、前回の指導要領から引き続き、長期の集団宿泊体験活動を推進している。(資料5)

(資料5)『小学校学習指導要領解説 特別活動編』より抜粋

…(略)… 学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互のかかわりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。」

大分県においては、小学校では9割以上の学校が集団宿泊体験活動を行っているが、ほとんどの学校が1泊2日で、2泊3日以上の長期集団宿泊体験活動を行っている学校は非常に少なく、全国と比較してもその割合は低い(資料6)。

(資料6) 大分県と全国の、長期集団宿泊体験活動への取り組み状況の比較(小学校)

長期集団宿泊体験活動への取り組み状況					
	4泊5日以上	3泊4日	2泊3日	1泊2日	行っていない
大分県	1.6%	0.0%	1.2%	93.0%	3.9%
全国	4.5%	4.3%	30.0%	55.4%	5.8%

〔平成29年度全国学力・学習状況調査より〕

学習指導要領においても教育効果が期待される長期集団宿泊体験活動であるが、

- ①道徳や外国語の教科化等による授業時間数確保
- ②教員の宿泊体験活動への負担感

により取り組みにくい状況があるのではないか。

そこで、①に対しては、各教科での体験活動を長期集団宿泊体験活動のプログラムに入れ込み、長期集団宿泊体験活動において各教科の体験活動を補完するようにすることが考えられる。(資料7)

(資料7) 各教科と関連付けた長期集団宿泊体験活動プログラム例(小学校 理科)

学年	単元	体験活動プログラム
4年	月と星	星空観察
5年	流れる水の働きと土地の変化	砂浜での流水実験
6年	土地のつくりと変化	登山や川遊び
	燃焼の仕組み	火おこし体験

また、『小学校学習指導要領解説 総則編』(第3章教育課程の編成及び実施 3豊かな体験活動の充実といじめの防止 (2) 豊かな体験の充実)において、体験活動を道徳教育と関連させ、充実した取り組みを行うことで、青少年に道徳性が養われるとしている。(資料8)

(資料8)

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にする心を育てるための自然体験活動など、様々な体験活動の充実が求められている。

各学校においては学校の教育活動全体において学校の実情や児童の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、児童に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施の計画にもこのことを明記することが求められる。(以下後略)

②においては、教員が宿泊体験活動の目的を明確にし、活動に見通しを持つことが必要になる。現在ほとんどの小学校で行われている1泊2日の集団宿泊体験学習では活動に当てる時間が短く、その内容も固定化されてしまっているが、2泊3日以上の長期の活動になると新しいプログラムの開発や、それに伴った知識、スキルが必要となり、それが教員の負担感につながってくる。体験活動に対する知識やスキルがあれば、子どもに身につけさせたい力が明確になり、活動に見通しが持て、準備等の労力や精神的な負担は減ってくるであろう。また、新たなプログラム開発の際、カリキュラムマネジメントの視点で、各教科の内容とプログラムの関連付けをおこなえば、①の解決にもつなげることができる。

ほとんどの学校が1泊2日という短いスケジュールで集団宿泊体験活動を行っている現状では、行き帰りに多くの時間を費やしてしまう。限られた時間で、多くの活動が「時間内に終わるように」という意識が優先され、青少年の自己肯定感を育むことに効果的な体験活動のプログラムが十分に組めていない場合がある。体験活動が、単なる「思い出作り」の場にならないよう、教員が長期集団宿泊体験活動の目指すところを意識し、プログラムを組まなければならない。

長期集団宿泊体験活動では、他者への思いやりの心や社会性、自主性などが醸成され、いじめの未然防止や不登校児童・生徒の積極的態度の育成、自己肯定感の向上などの効果が期待される。いじめ・不登校など様々な課題を抱える児童・生徒が、悩みや困りを解決するきっかけをつかんだり、学校生活における自信を持てたりするような、他者との交流や成功体験などを感じられるプログラムを提供するなど、子どもたちの特性により配慮が必要である。

現在、特別支援学級に在籍する児童だけを対象にした宿泊体験活動を行っている市町村がある。自校の支援学級や交流学級だけでは作りえなかった人間関係ができたり、上級生が下級生の世話をするなど新しい役割を経験したり、宿泊体験活動でなければなかなかできない体験ができている。プログラムの構成が、障害のある児童の特性に合わせたものとなっている。

上記のような方策で①、②の課題を解決し、自己肯定感を育むことを目指したプログラム開発を行ったとしても、学習指導要領にあるような、「5日間程度」の長期集団宿泊体験活動にいきなり取り組むことはハードルが高いであろう。まずは、2泊3日程度の活動から取り組み、検証を重ねながら子どもたちにあったプログラムを提供していくべきである。

体験活動は、その効果が目に見えにくく、即時に現れないことが多い。しかし、「IKR評定用紙（簡易版）」（資料9）を使うことで、児童生徒の変容を客観的に把握できる。評価をもとにプログラムの見直しをおこなえば、体験活動をより効果的に行うことができる。

体験活動、特に長期集団宿泊体験活動は、参加し最後までやり遂げることだけでも意義のあることであるが、教職員が児童生徒につけたい力を意識して取り組むことで、その効

果はさらに上がると考える。「体験活動ルーブリック」のようなものを作成し、児童生徒に不足している部分を把握し、長期集団宿泊体験活動に目的を持って取り組むと良いのではないか。(※ルーブリック (Rubric) とは、到達度を示す評価基準を観点（縦軸）と尺度（横軸）からなる表として示したもの)

(資料9) IKR評定用紙(簡易版)の項目

上位能力	下位能力	調査項目
心理的・社会的能力 (得点範囲) 14~84点	非依存	いやなことは、いやとはっきり言える
		小さな失敗をおそれない
	積極性	自分からすすんで何でもやる
		前むきに、物事を考えられる
	明朗性	だれにでも話しかけることができる
		失敗しても、立ち直るのがはやい
	交友・協調	多くの人に好かれている
		だれとでも仲よくできる
	現実肯定	自分のことが大好きである
		だれにでも、あいさつができる
德育的能力 (得点範囲) 8~48点	視野・判断	先を見通して、自分で計画が立てられる
		自分で問題点や課題を見つけることができる
	適応行動	人の話をきちんと聞くことができる
		その場にふさわしい行動ができる
	自己規制	自分がってな、わがままを言わない
		お金やモノのむだ遣いをしない
	自然への関心	花や風景などの美しいものに、感動できる
		季節の変化を感じることができる
	まじめ勤勉	いやがらずに、よく働く
		自分に割り当てられた仕事は、しっかりとやる
身体的能力 (得点範囲) 6~36点	思いやり	人のために何かをしてあげるのが好きだ
		人の心の痛みがわかる
	日常的行動力	早寝早起きである
		からだを動かしても、疲れにくい
	身体的耐性	暑さや寒さに、まけない
		とても痛いケガをしても、がまんできる
	野外技能・生活	ナイフ・包丁などの刃物を、上手に使える
		洗濯機がなくても、手で洗濯できる

※IKR評定用紙(簡易版)を用いたアンケートは、基本的に「宿泊を伴う」または「体験活動を含む」事業を対象としている。調査のタイミングは、体験活動の開始時(事前調査)と終了時(事後調査)となる。体験活動の効果の持続性を確認したい場合は、追跡調査として約1ヵ月後にアンケート調査を実施する事もできる。小学校4年生以上からの使用を想定しているが、質問内容等を詳しく説明すれば低学年でも調査はできる。調査にかかる時間は小学生でおよそ20分を想定しており、体験活動のプログラムの中に調査時間を入れることもできる。

第2節 体験活動の充実に資する関係者への研修の提供

（1）体験活動への能力向上や理解を深める研修の実施

学校における長期集団宿泊体験活動の場合、日常の教育活動では得られない教育効果が期待できる一方で、集団の中で一人ひとりの特性を知り対応する必要があるため、教職員には、より高度な知識やスキルが必要とされる。とりわけインクルーシブ教育では、子どもたちの特性により配慮をする場合がある。十分にその子どもの持つ特性や状況を柔軟にとらえ対応していかねばならない。より細かな視点と計画性が必要である。

そこで、教職員に対して専門的な知識やスキルを身につける研修を行う必要がある。長期集団宿泊体験活動への理解を図ることで、活動に見通しを持てたり、起こりうる状況の予測ができたり、教職員の精神的な負担を減らすこともできる。

机上の研修だけでなく、実地での研修の方がより効果は高いであろう。しかし、現在、教職員の研修を行うにはなかなか時間が取れない現実もある。教育庁チャンネルやYOUTUBEなどの動画配信サイトの活用も有効だと思われる。

県立社会教育施設の指導主事や社会教育主事は、教育の専門職員として、効果ある取り組みを助言し、教職員が積極的に体験活動に取り組んでいく状況を作るようしていく必要がある。

（2）公民館等関係職員および社会教育関係団体への研修機会の拡充

本県では、こどもへの宿泊体験事業として、小学生を対象とした通学合宿や100キロウォークなどを実施している。しかしながら、今後このような事業の実施にあたっては新学習指導要領への改訂で問われる「社会に開かれた教育課程」への対応を含めた事業見直しが必要である。そのためには、新教育課程においてどのような取り組みを行う必要があるのか所管の学校へ調査するとともに、地域の様々な教育資源を活用した体験活動の情報提供が望まれる。その結果を踏まえ、公民館など関係職員へ学校支援の在り方や手法、支援者の発掘・育成に資する研修機会の充実が必要である。更に、地域の「教育の協働」を担うPTA役員や社会教育関係団体役員を対象とする新たな地域支援者への研修機会の充実が求められている。

第3節 体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備

子どもたちの体験活動の機会は、地域社会が中心となり、幅広く提供できるようにするとさらなる充実が図られる。地域社会が担い手となれば、体験活動の先輩である大人たちや異年齢の子どもたちが一緒に活動できるという観点からも、優れた内容の体験活動を提供することが可能である。また、子どもたちの体験活動に実績のある青少年団体の協力を得ることもできる。

地域社会で体験活動を展開する場合には、

- ①古くから伝わる伝承遊びやものづくりなど地域の文化を伝える活動
- ②地域の自然環境を生かした冒険的な活動や自然体験活動
- ③世代を超えてのボランティア活動や、お年寄りや障害のある人たちとのふれあい活動など、多くのバリエーションが考えられる。

実施に当たっては、市町村におけるPTA、ボイスカウト・ガールスカウト等青少年

団体の関係者や地域のスポーツ少年団などのネットワークを活用して進めると「学校」だけでは解決できなかった人員(ボランティア)の確保や、新しいノウハウを得ることなどが期待できる。

また、体験活動を専門的におこなう NPO 団体と連携をとることができれば、より効果的で魅力ある体験活動のプログラムの実践が可能となる。

今年度から、社会教育主事講習を受講する際、県が補助を出し、人材育成の機会を広げている。同様に、NPO団体や青少年団体、地域のリーダーとなり得る人たちに向け、「社会教育士」の資格取得を促進する取り組みをしてはどうだろうか。

2020年度から、社会教育主事講習を修了した者は、「社会教育士」と称することができるようになった。「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担うことが期待されている。年間数日の県立青少年の家での体験活動に参加してもらうことで、NPO団体や青少年団体と県立青少年の家との連携がとれ、お互いに体験活動のノウハウを交流することもできるであろう。こうすることで、青少年により効果的な体験活動のプログラムを提供できるようになる。

第3章 社会教育行政が目指す施策

第1節 教育課程に位置づけられた体験活動を推進する事業

(1) 青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動とは

多くの青少年に充実した体験活動を提供し、自己肯定感を高めていくことを考えたとき、学校の教育課程内での体験活動を充実させることは重要である。

2020年度より小学校で新学習指導要領が全面実施される。その中のポイントの一つとして「主体的・対話的で深い学び」の実現というものがあげられている。これからの変化の激しい時代を生き抜くために必要な「生きて働く『知識・理解』の習得」「未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養」を育成することを目指している。

これらの力を育成するには、人との対話や臨機応変に対応する能力を求められる長期集団宿泊体験活動は非常に効果があると考える。

しかし、マニュアルに沿った活動や時間に追われ教員の指示待ちで活動するだけの宿泊体験活動では前述したような効果は期待できないであろう。

そこで、事業例を提示する。

（2）青少年の「社会を生き抜く力」を高めることを目指した事業例

○長期宿泊体験活動推進研修の実施

目的	各教科・領域の学習プログラムを組み込んだ（協力校による）長期宿泊体験活動に参加、演習、観察等することを通して教員の宿泊体験活動の企画力を向上させ、豊かな体験活動の推進を図る。
参加者	教職員及び協力校教職員及び児童生徒
内容	<p>①2泊3日の宿泊体験活動の実施 ※県内公立小学校に研修の際の実践協力を依頼（事業企画、プログラム運営、費用の面で学校を支援） →各教科・領域との関連を持たせ、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを支援する活動を重視したプログラムを実施。 →NPO 団体や地域の支援者との連携を図る（体験活動のノウハウの交流、ネットワークの構築）</p> <p>②参加した教員はプログラム演習及び、子どもの様子の観察等、体験活動プログラムのねらいやその手法を理解する研修をおこなう。</p> <p>③研修に参加した教員は、子どもたちの主体的、対話的で深い学びを支援する活動を重視した2泊3日以上のプログラムを作成する。 →次年度以降の各学校の実践に生かす。 作成したプログラムの内、数点はホームページ等を通じて県内小学校が活用できるように周知。</p> <p>④実践校の好事例や意識調査の結果等を周知する報告会を教育事務所単位で実施。最終年度には本事業の検証結果、プログラム等をまとめた冊子を作成。（県内小学校に配布）</p>

○プログラム例

環境学習（総合的な学習の時間）と関連付けたプログラム例 (海)

	6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	
一日目							
二日目	朝食 身支度	各学校における活動 干渴つじどんなどいろ 総合【環境】	入所 部屋割り等 活動④ 干渴観察	昼食 海水浴等 活動① いかだ	各学校における活動 活動② 道徳【自然愛護】 自然のしづみ 自然のしづみ	夕食 (飯盒炊さん) 各学校における活動 活動③ プラネタリウム等 きまりはなんのため?	各学校における活動 道徳【規則の尊重】 きまりはなんのため?
三日目	朝食 身支度	各学校における活動 このまま青少年の家で暮らしが続けると?	退所準備等 活動⑥ ミーティング 道徳【感謝・家族愛】	昼食 各学校における活動 退所	各学校における活動 活動④ 干渴観察 千渴観察ふりかえり・まとめ	夕食 (飯盒炊さん) 各学校における活動 活動⑤ ミーティング 道徳【規則の尊重】 きまりはなんのため?	各学校における活動 活動⑥ ミーティング 道徳【規則の尊重】 きまりはなんのため?

国語科（言葉をよりすぐって俳句を作ろう）と関連付けたプログラム例 (山)

	6:00	9:00	12:00	15:00	18:00	21:00	
一日目	【事前】 俳句の約束について学ぶ 17音、季語…等		入所 部屋割り等	昼食 各学校における活動 活動① アスレチック等	各学校における活動 活動② 国語【俳句について】 デジカメの使い方等 作品例の紹介 俳句の約束確認 風景を見る視点	夕食 (飯盒炊さん) 各学校における活動 活動③ プラネタリウム等 きまりはなんのため?	各学校における活動 道徳【規則の尊重】 きまりはなんのため?
二日目	朝食 身支度	各学校における活動 登山・ハイキング等 ※俳句の題材探し	各班毎にデジカメで撮影	各班毎にデジカメで撮影 活動④ 登山・ハイキング等	各班毎にデジカメで撮影 活動⑤ 国語【俳句づくり】 ※簡単な発表（感想）まで (活動④で集めた素材をもとに)	夕食 (飯盒炊さん) 各学校における活動 活動⑥ ミーティング 道徳【規則の尊重】 きまりはなんのため?	各学校における活動 活動⑦ ミーティング 道徳【感謝・家族愛】 きまりはなんのため?
三日目	朝食 身支度	各学校における活動 このまま青少年の家で暮らしが続けると?	退所準備等 活動⑦ ミーティング 道徳【感謝・家族愛】	昼食 各学校における活動 退所	【事後】 俳句の発表会、展示、句集の作成等		

※干渴観察、俳句作り等の活動はNPO団体や地域の支援者等と連携をとる。

※授業時数の確保からも積極的に他教科との関連を図る。

第2節 多様な主体が連携・協働した体験活動プログラム

（1）学校や公民館等を活用したプログラム（教育課程外）

香々地、九重の両県立青少年の家から離れた地域において、日常的な体験活動の拠点として期待できるのが公民館や学校である。

公民館は各地域にあり地域の拠点となりうるという立地的なメリットがある。それを活かし地域に根ざした体験活動プログラムを企画していくことで、体験活動の機会を増やし、充実した取り組みにつながるといえる。

公民館においては、土曜教室や通学合宿といった体験活動が期待できる。地域の人とのふれあいや異年齢集団での交流（多世代交流）など、子どもたちの自己肯定感を育むことに効果を期待できる。

学校も公民館と同様に各地域にある。学校を体験活動ができる施設ととらえれば、地域に根ざした良質な体験活動を提供できる。高等学校であれば、工業、農業または専門的な教育を行っている教育機能を地域の青少年のために生かせる。内容の濃い専門的な体験活動（食品加工、科学体験等）を提供できる。

高校生を「地域を支える人材」としてとらえ、高校生が体験活動のサポーターとなることで、体験活動に参加する子どもたちも、学校だけでは触れ合いにくい年代の人々とのふれあいが可能となる。また体験活動を提供する高校生にとっても認められることによって自己肯定感の高まりや達成感を感じることができる。

（2）NPO団体や地域の支援者と連携・協働したプログラム（教育課程外）

農村や山村などで自然や文化と親しむことのできる「グリーン・ツーリズム」、島や沿海部の漁村に滞在して、海辺での生活を体験できる「ブルー・ツーリズム」の本来の目的は、余暇活動の提案や新しいサービス産業の創出、地場産業の育成ではあるが、農業・漁業従事者は即戦力になる優秀な体験活動の支援者である。

県内にも多くのグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム団体があるので、青少年にむけての広報や、受入団体に対する研修などの支援を依頼するという方法もある。

人材確保が難しい状況であるが、反面、仕事を持つ社会人や学生、高校生や地域の高齢者の間で、社会に何らかのかかわりを持ち貢献してみようと考えている人たちがいるのも事実である。ボランティアをしたいと思ってもどこに連絡すれば活動できるかわかりにくい状況にある。県立香々地青少年の家、県立九重青少年の家が窓口となり、地域で体験活動ボランティアを求める団体（学校）の情報と体験活動ボランティアになりたい人をつなげる仕組みを作っていく必要がある。

« 卷末資料 »

資料1	大分県社会教育委員名簿	13
資料2	調査審議のための専門部会構成	14
資料3	調査審議の経過	15
資料4	関連法規	16
資料5	平成29年度大分県社会教育委員会議研究調査のテーマ設定	17
資料6	平成29年度大分県社会教育委員会議研究調査の方向性	18

大分県社会教育委員会議 委員名簿

任期：自 平成29年5月1日 至 平成31年4月30日

選出分野	氏名	役職名
学校教育関係者	まさ 止 本 秀 崇	認定こども園むさしこども園園長
	えの 榎 本 とおる 徹	宇佐市立八幡小学校校長
	いと 糸 永 たつ 起 也	中津市立三光中学校校長
	その 園 田 やす 康 夫	大分県教育庁高校教育課参事
社会教育関係者	もと 本 まつ 松 よう 洋 一	元大分県立玖珠美山高等学校P T A会長
	ひき 正 田 たけい 啓 じ 二	大分県P T A連合会会長
	いた 板 井 せい 清 一	臼杵市中央公民館社会教育主事
	は 土 じ 師 ます み 寿美	大分県地域婦人団体連合会ひまわり支部支部長
	お 小 畠 ばた たるみ	NPO法人こどもサポートにっこ・にこ理事
	くり 栗 や かみ 屋 文 よ 世	佐伯市立佐伯図書館館長
家庭教育の向上に資する 活動を行う者	たか 高 倉 くら 佐登美	元地域の教育力を考える町民会議副会長
	おおくぼ 大久保 みよこ 三代子	大分市大道校区児童育成クラブ指導員
	つつみ 堤 よう 洋 こ 子	大分市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
	わた 渡 なべ 部 えみ 恵美子	元NPO法人アンジュ・ママン理事
	むら 村 た 田 ひろ 広 こ 子	元別府市放課後児童クラブ連絡協議会副会長
学識経験者	さ 佐 藤 とう 公 こう 一	大分海運株式会社代表取締役社長
	はし 橋 もと 本 ひとし 均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長
	うえ 植 やま とも 朋 よ 代	府内耳鼻咽喉科副院長
	もり 盛 もと 本 こうじろう 功爾郎	別府大学法人事務局次長（兼）企画・監査室長（兼）財務部参与
	なが 永 た 田 まこと 誠	大分大学教育学部准教授

調査審議のための専門部会構成

総務部会委員

正・副	選出部会	氏 名	備 考
部 会 長		村 田 広 子	元別府市放課後児童クラブ連絡協議会副会長
副部会長		橋 本 均	株式会社マリーンパレス代表取締役社長
	教育家庭支援	榎 本 徹	宇佐市立八幡小学校校長
	教育家庭支援	大久保 三代子	大分市大道校区児童育成クラブ指導員
	体験活動の充実	佐 藤 公 一	大分海運株式会社代表取締役社長
	体験活動の充実	板 井 清 一	臼杵市中央公民館社会教育主事
	支援体制構築	高 倉 佐 登 美	元地域の教育力を考える町民会議副会長
	支援体制構築	糸 永 起 也	中津市立三光中学校校長

教育課程支援部会委員

正・副	選出分野	氏 名	備 考
部 会 長	学 校 教 育	榎 本 徹	宇佐市立八幡小学校校長
副部会長	家 庭 教 育	大久保 三代子	大分市大道校区児童育成クラブ指導員
	学 校 教 育	正 本 秀 崇	認定こども園むさしこども園園長
	社 会 教 育	本 松 洋 一	大分県立玖珠美山高等学校P T A会長
	社 会 教 育	土 師 真 寿 美	大分県地域婦人連合会ひまわり支部支部長
	学 識 経 験 者	永 田 誠	大分大学教育学部准教授

体験活動の充実検討部会委員

正・副	選出分野	氏 名	備 考
部 会 長	学 識 経 験 者	佐 藤 公 一	大分海運株式会社代表取締役社長
副部会長	社 会 教 育	板 井 清 一	臼杵市中央公民館社会教育主事
	学 校 教 育	園 田 康 夫	大分県教育庁高校教育課参事
	社 会 教 育	疋 田 啓 二	大分県P T A連合会会长
	社 会 教 育	小 畑 た る み	NPO法人こどもサポートにっこ・にこ理事
	社 会 教 育	栗 屋 文 世	佐伯市立佐伯図書館館長

支援体制構築部会委員

正・副	選出分野	氏 名	備 考
部 会 長	家 庭 教 育	高 倉 佐 登 美	元地域の教育力を考える町民会議副会長
副部会長	学 校 教 育	糸 永 起 也	中津市立三光中学校校長
	家 庭 教 育	堤 洋 子	大分市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
	家 庭 教 育	渡 部 恵 美 子	前NPO法人アンジュ・マン理事
	学 識 経 験 者	植 山 朋 代	府内耳鼻咽喉科副院長
	学 識 経 験 者	盛 本 功 爾 郎	別府大学法人事務局次長（兼）企画・監査室長（兼）財務部参与

調査審議の経過

○平成29年度

【全体会議】

平成29年 8月 4日（金） 第2回大分県社会教育委員会議

平成29年11月14日（火） 第3回大分県社会教育委員会議

【専門部会】

平成30年 2月13日（火） 総務部会

平成30年 3月19日（月） 教育課程支援部会

平成30年 3月22日（木） 体験活動の充実検討部会

平成30年 3月23日（金） 支援体制構築部会

○平成30年度

【専門部会】

平成30年 4月16日（月） 総務部会

【全体会議】

平成30年 5月31日（木） 第1回大分県社会教育委員会議

平成30年 8月21日（火） 第2回大分県社会教育委員会議
・大分県教育委員との意見交換会

平成30年12月13日（木） 第3回大分県社会教育委員会議
・大分県教育庁社会教育課長へ建議

関係法規

○社会教育法（抄）（昭和24年法律第207号）・最終改正平成29年法律第5号
(市町村の教育委員会の事務)

第五条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一　社会教育に必要な援助を行うこと。
 - 五　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関するここと。
 - 六　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関するここと。
- 十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するここと。
- 十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関するここと。

○学校教育法（抄）（昭和22年法律第26号）
(普通教育の目標)

第二十一条

義務教育としておこなわれる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 二　学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

（体験活動の充実）

第三十一条

小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

H29年度大分県社会教育委員会議研究調査のテーマ設定

平成29年8月4日作成

国の動向

県の動向

- ・学校におけるプログラムの企画・実施においては社会教育主事を活用、公立青少年教育施設は学校や各種団体と連携した地域の体験活動の拠点としての位置づけを明確化する（平成25年1月：中央教育審議会答申）

- ・県社会教育委員研究調査の取組
○子どもの「生きる力」を「はぐくむ」学校教育と社会教育の協働のあり方にについて（平成22年9月答申）

- ・生涯学び、活躍できる環境を整える
一人一人が活躍していくための学びの継続、障がい者の自己実現を目指す生涯学習の推進、人生100年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成
第3期教育振興基本計画の策定について（平成28年4月：中央教育審議会諮詢会）

- 「教育県大分」創造プラン2016
(平成28年3月)
○生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造
・子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の推進
・変化の激しい時代を生き抜く生涯を通じた学びの支援

- ・地域からの学校改革・地域創生（地域と学校の連携・協働）、学校の組織運営改革（チーム学校）、教員改革（資質向上）
「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年4月）



「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」

～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～

- ・社会教育施設の機能を明確化し、セカンドスクール並びに地域の体験活動の拠点としての機能向上
- ・社会教育施設の支援体制構築による体験活動の環境整備

H29年度大分県社会教育委員会議研究調査の方向性

「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」 ～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～

平成29年11月14日作成

「社会を生き抜く力」

- ①意義
- ②コミュニケーション力
- ③自己肯定感
- ④へこたれない力

独立行政法人
国立青少年教育振興機構

- 「自分にはいいところがある」と言える「当てはまる」「どちらかと言えばあてはまる」と回答
- 大分県 76.0%
- 秋田県 85.3%
- 福井県 81.5%
- 全国 76.3%

(H28 全国学力・学習状況調査)

大分県の子どもの自己肯定感

自己肯定感と体験活動の相関

- 自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にある。
- 自己肯定感の高さと家庭の教育的・経済的条件は関係ない、○「家族でスポーツしたり自然の中で遊んだこと」「友だちと外遊びをしたことが多かった人はほど自己肯定感が高い」(H29.4 独立行政法人国立青少年教育振興機構
子どもの頃の体験が何よりも力とその成果に関する調査研究)

集団宿泊数

- | 大分県の子どもたち | 全国の子どもたち |
|------------|-------------|
| の集団宿泊日数が多い | の集団宿泊日数が少ない |

(H28 全国学力・学習状況調査)

具体的取組
方向性

①社会教育施設の機能を明確化し、セカンドスクール 並びに地域の体験活動の拠点としての機能向上

○学校の教育課程における体験活動を支援

- ・学校の教育課程を支援する体験活動の開発と指導者育成
- ・全ての子どもたちが利用できるセカンドスクールとしての施設活用事業（インクルーシブ教育を意識）

○学校教育課程外の体験活動を支援

- ・地域学校協働活動などで活躍できる人材育成
- ・地域のアイデンティティとなる史跡や伝統行事等の再評価
- ・多様な活動に対応できる人材への継続的支援やフォローアップ

具体的取組

②社会教育施設の支援体制構築による体験活動の環境整備

○包括的な体験活動支援体制の構築

- ・子どもたちの実態をとらえ、効果的な体験活動を提供するための学習ニーズの把握
- ・NPOや社会教育関係団体、企業等の多様な主体による学習活動を再評価し、学習機会を提供
- ・インクルーシブ教育の観点をとらえ、多様な課題を抱える子どもたちへの体験活動の充実
- ・体験活動の有用性を周知するための活動情報の充実
- ・専門機関との役割分担

めざす成果

○地域住民総参加での学びの支援により、 子どもたちの姿容が期待できる施設変革

○体験活動の機会充実により、自己肯定感や コミュニケーション力等の育成 子どもの社会を生き抜く力の向上と県民が必要とする社会教育施設の機能向上

《 建 議 の 概 要 》

「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」 ～社会を生き抜く力と人材育成～

建議概要

(現状・課題)

大分県の青少年の社会を生き抜く力（自己肯定感、へこたれない力等）を高める必要がある。

(克服するための手立て)

青少年の社会を生き抜く力を高めるためには体験活動の提供が望まれる。

(体験活動とは)

子どもたちが身体全体で自然や人、物などの対象に動きかけ、かかわっていく活動
(国の動き)

宿泊体験活動を“長期”にすることにより、“様々な学びの機会を選択できる”こと、
“学びを確かにするためにゆとりのある計画を組める”ことから、このような取組を
推進している。

(課題解決のポイント)

- ・児童・生徒の体験活動機会（学校【長期宿泊体験】、地域）の増加
- ・教師や指導者に対し、体験活動のプログラムやその手立てについて情報提供ならびに研修機会の提供

⇒青少年の「社会を生き抜く力」を高める体験活動の充実

- ①体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供
- ②体験活動の充実に資する関係者への研修の提供
- ③体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備

①体験活動の有用性を分析したプログラムの開発提供

地域・社会教育での体験活動

教育課程を支援する体験活動

教育課程への体験活動の位置づけ
(新学習指導要領全面実施に向け)
→2泊3日以上の宿泊体験運動の

プログラム提供
→特別の教科道徳など他教科との関連付けをしたプログラムの構築

インクルーシブ教育に資する学習プログラムの提供
通学合宿等、体験活動企画の企画力向上に資する研修機会の拡充→公民館職員等、関係職員への能力育成、研修の機会の充実

体験活動の事業改善に資する評価のあり方
社会教育主事、指導主事による支援

体験活動を提供する子ども会等、青少年団体の活動のノウハウを活用したプログラムの提供

②体験活動の充実に資する関係者への研修の提供

行政による財政的支援

地域の施設、資源を活用
(青少年施設、公民館、学校)

他団体のノウハウを取り込み、地域で生かすネットワークの構築
→NPO団体の専門性の把握とそのコーディネート

→PTA、スポーツ少年団等、社会教育関係団体のネットワーク活用
→NPO団体、社会教育施設含め体験活動に関する情報の発信
社会教育土の育成・活用
→体験活動の推進に資する社会教育士の育成
→社会教育士間のネットワーク構築

③体験活動の機会拡充に資する教育環境の整備

豊かな体験活動を推進することによつて青少年に社会を生き抜く力をつける

大分県社会教育委員会議による建議
「青少年の体験活動の充実・深化を図る社会教育行政のあり方について」
～社会を生き抜く力を高めるための学習支援と人材育成～

平成31年3月発行
編 集 大分県教育庁社会教育課
〒870-8503
大分市府内町3-10-1
電話 097-506-5527
印刷所 株式会社 ひまわり